



年金生活者支援給付金制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構（年金事務所）が実施します。

対象となる方

【老齢基礎年金を受給している方】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 65歳以上である。
- 世帯員全員の市町村民税が、非課税となっている。
- 年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。

【障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方】

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- 前年の所得額が約462万円以下である。

請求手続き

①新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構が10月中旬頃から、請求可能な旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。令和3年2月1日までに手続きが完了しますと、令和2年8月からさかのぼって受け取ることができます。

②年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りになったときには、お電話ください。

『ねんきんダイヤル』 ☎0570-05-1165（ナビダイヤル）

【お問合せ】 住民生活課 住民係 担当：宮澤

村県民税（第3期）、固定資産税（第3期）、国民健康保険税（第4期）、介護保険料（第3期）の納期は、

11月2日(月)です。忘れずに納入しましょう！

※納期ごとの納付が困難な方は、分割による納付も可能です。
また、新型コロナウイルス感染症の影響による相談も受け付けています。
お気軽に住民生活課税務係へご相談ください。